

京都市立改進黨浴場自動販売機設置仕様書

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課（以下「すまいまちづくり課」という。）が行う京都市立改進黨浴場における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者のサービス向上を進めるとともに、災害発生時に無償で飲料を提供すること及び市有財産を有効活用し、財源確保を図ることを目的として、京都市立改進黨浴場に飲料自動販売機を設置します。

2 設置条件等

(1) 施設名称

京都市立改進黨浴場

(2) 所在地

京都市伏見区竹田狩賀町131番地

(3) 設置場所、寸法上限、台数、最低使用料

設置場所及び寸法上限	台数	最低使用料（年額、税込）
設置場所：施設内ロビー西側 寸法上限：W1,400mm×D950mm×H1,900mm	1台	8,171円

<注意事項>

- ・ 寸法上限には、使用電力計測用の電気子メーターの設置寸法及び空容器の回収箱の設置場所を含みます。
- ・ 使用電力計測用の電気子メーターを自動販売機の上部に設置する場合は、天井までの間で設置可能な高さがあり、天井の点検口及び点検の際に天井に人が出入りする場合に支障が生じない箇所に設置するときに限り、電気子メーターを含む高さが寸法上限を超えることを認めます。
- ・ 具体的な設置場所は、別紙を確認してください。

(4) 空容器回収箱

ア 設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置してください。

イ 空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように、随時適切に回収してください。また、回収した容器は、各種法令に基づき適切にリサイクル等の処理を行ってください。

ウ 回収箱の仕様は特に定めませんが、事前にすまいまちづくり課と協議のうえ、設置してください。

(5) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とします。

酒類（ノンアルコール飲料を含む。）の販売は行ってはいけません。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

(6) 設置機種等

ア 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供していただきます。

なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機としてください。

イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開所時間外や休所日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

エ 電気子メーター

設置事業者は、設置する自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(7) 意匠

自動販売機の意匠については、事前にすまいまちづくり課に提示したうえで、承諾を得てください（公共施設に設置することを踏まえた意匠としてください。景観を害するおそれのあるものや、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものなどについては、不可とさせていただく場合があります。）。

(8) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(9) 衛生管理等

衛生管理，感染症対策等については，関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(10) 故障，問い合わせ及び苦情への対応

設置事業者は，設置する自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに，自動販売機の故障，問い合わせ及び苦情については，全て設置事業者の責任において対応してください。

(11) 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者において，自動販売機の設置から商品の補充，メニューチェンジ，空容器の回収・リサイクル，金銭管理，故障時の対応，定期的点検並びに自動販売機内部，外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ 作業時間等

作業内容，作業時間等については，原則，自動販売機を設置する施設開所日の午前中とし，事前に設置施設の管理運営を行う指定管理者と協議のうえ，施設内での事務に支障を来たすことのないよう十分に注意して行ってください。

(12) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は，事前にすまいまちづくり課に申し出たうえで，承諾を得てください。

(13) 注意点

現在，改進黨場に設置している自動販売機は，今年度末までが設置期間となっており，新たな設置事業者による搬入スケジュール等について，既設置事業者と別途調整が必要です。

3 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が，設置事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し，かつ，次に掲げる資格を有している方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

ウ 京都市税，水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については，次に掲げる資格を有し，かつ，自己を証明する書類（注）を提出する方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

- ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
- カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、一部の方を除いて※下記の書類を提出してください。

＜応募者が個人のとき＞

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

＜応募者が法人のとき＞

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※自己を証明する書類の提出を免除する方

＜印鑑登録証明書又は登記事項証明書について＞

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足る信用性があると認められるもの

＜誓約書について＞

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 地域住民組織（町内会、自治連合会等）
- 3 指定管理者として指定されている業者等、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 募集条件等

(1) 使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間については、平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までとします。

(2) 使用許可の更新

上記の使用許可の期間における使用状況等を勘案したうえで、支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、1年（平成31年4月1日から平成32年3月31日まで）を限度に引き続き使用許可を更新できるものとします。

なお、使用許可の更新を希望される場合、設置期間満了の3箇月前までに本市に対し事前に口頭により申し出るものとし、設置期間満了の1箇月前までに使用許可（更新）申請書を提出してください。

(3) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の応募金額欄に、応募価格（提案使用料）として、上記4(1)の使用許可の期間分の使用料を記入してください。

イ 使用許可の更新後の使用料

上記4(2)により使用許可を更新した場合、更新後の使用料（年額）は、更新前の使用料と同額とします。

ウ 使用料の納付

(ア) 本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日（平成30年4月30日）までに使用許可の期間分の使用料を全額納付してください。

(イ) 本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

(4) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料金

(ア) 自動販売機の運転に必要な電気料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の実費負担とします。

(イ) 電気料金は、設置施設の管理運営を行う指定管理者の指示に基づき、決められた期日までに納付してください。

(5) 遵守事項等

- ア 募集条件等を遵守し、使用料については期限までに確実に納付してください。
- イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。
- ウ その他定めのない事項については、本市と設置事業者の協議のうえで決定します。

5 応募申込手続

(1) 申込方法

ア 郵送による場合

(7) 受付期間

平成30年1月22日（月）から平成30年2月9日（金）まで（必着）

(4) 送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課

(5) 送付方法

書留郵便で送付してください。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものと見なしますので御注意ください。

イ 持参による場合

(7) 受付期間

平成30年1月22日（月）から平成30年2月9日（金）まで
【午前9時～正午、午後1時～5時】※受付は平日のみ

(4) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内（北庁舎5階）

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課 まで

(2) 必要書類（各1部ずつ）

ア 応募申込書 様式1

イ 販売予定品目

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

} 様式は任意です。

(3) 応募に当たっての注意

- ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。
- イ 受付期間を過ぎた場合は、一切受け付けません。
- ウ 応募申込書への金額の記載は、アラビア数字（0, 1, 2・・・）を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- エ 使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限ります。
- オ 提出済みの応募申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、差替え又は撤回

することはできません。

カ 書類の記入は、ボールペンで行ってください。

キ 提出された書類の返却は行いません。

ク 応募申込書の様式は、すまいまちづくり課のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-6-3-0-0.html>

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ 指定された応募申込書以外で応募した場合

ウ 1社（者）で2枚以上の複数の応募申込書を提出した場合は、その全部のもの

エ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの

オ 応募申込書に応募者の記名押印がないもの

カ 応募金額（提案使用料）の記載に訂正があるもの（訂正印も不可）

キ 訂正容易な筆記用具により応募申込書が記入されているもの

ク 応募金額（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの、又は記入が漏れているもの

ケ 応募者による訂正印のない応募金額（提案使用料）以外の文字、数字の訂正、削除、挿入等があるもの

コ 設置事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの

サ その他当該仕様書及び募集要項の条件等に違反したもの

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書 **様式2** にその内容を記入のうえ持参してください。

(1) 質問書受付期間（持参のみ）

平成30年1月22日（月）から平成30年2月2日（金）まで
【午前9時～正午、午後1時～5時】※受付は平日のみ

(2) 質問書提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内（北庁舎5階）

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課 まで

(3) 質問に対する回答

質問收受日の翌日から起算して3営業日以内にすまいまちづくり課のホームページに掲載して回答します。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-6-3-0-0.html>

(4) 質問に当たっての注意

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール、ファックス等）には一切応じません。

イ 応募内容、審査等に関する問合せには一切応じません。

ウ 質問書の様式は、すまいまちづくり課のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-6-3-0-0.html>

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者決定します。

イ 上記の最高金額である応募者が2社（者）以上あった場合は、当該応募者の立会の下、くじにより決定します。

(2) 決定日

平成30年2月20日（火）（予定）

(3) 決定後の通知及び公表

決定後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。

また、すまいまちづくり課のホームページにおいて、決定された設置事業者が法人か個人かの区分と決定金額を掲載します。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-6-3-0-0.html>

8 設置事業者決定後の手続

設置事業者決定した応募者には、以下の手続を行ってください。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により、行政財産使用許可申請を行ってください。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を提出してください。

9 設置事業者決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

10 その他

- (1) 上記4(4)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手續に要する一切の費用は、設置事業者の負担とします。
- (2) 設置事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。

参考

1 営業日時及び休業日（平成30年1月1日時点）

営業時間等：毎週火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日及び日曜日
午後4時から午後10時まで

休業日：毎週月曜日

※ 京都市立浴場条例の規定により、指定管理者が市長の承認を得て年末年始等で営業時間や休業日を変更する場合があります。

※ 浴場運営に関わる機器の緊急修繕等により、臨時休業する場合があります。

2 利用者数（平成28年度実績）

区分	利用者数
大人（12歳以上）	40,551人
中人（6歳以上12歳未満）	701人
小人（6歳未満）	267人

3 飲料の販売実績（平成29年4月1日～平成29年12月31日）

施設名	販売実績
京都市立改進黨場	1,299本

※ 販売実績は、缶、びん、ペットボトル等全ての販売本数合計です。
容器の形状別、販売単価別の販売本数実績は公表しません。

【問合せ先】

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課（担当：生駒，浅堀）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話（075）222-3635（直通）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-6-3-0-0.html>

<付近見取図>



<設置位置図>

